市政だより

発行所
苫小牧市役所
編集発行人
新岡正敏
印刷所
ナハタ印刷株式会社

27年度各会計決算を認定
但し、二つの要望事項を附して

昭和二十七年度市各会計歳入歳出決算認定（報告第三号昭和二十七年度全期市營バス事業の報告についてを併託）の件は、決算審査特別委員会に附託、二日間にわたり愼重審査しましたが一般会計決算に對し

①昭和二十六年度決算においても監査委員に指摘された事柄がなお改められず、再び今回も指摘されていることは誠に遺憾である。嚴に注意を望む。

②各款にわたり相当の不用額があるが、赤字克服の態度は了承できるとしても、民生安定に直接影響ある費目あるいは教育に要する費用等重點施策に相当額の不用額を出した點は特に一考を要する次第であるから、高度にして適切なる費途を講じて執行に遺憾なきを期せられたい

との二要望を附して原案承認の審査結果を本会議で塚田委員長の報告どおり可決しました。

全道都市火災保険会社 設立参加を可決
反對陳情は不採擇

今回の市議会に上程された第三十五回市議会で総務委員会に附託となっていた議案第七号と陳情第四号（北海道都市火災保険相互会社設立の件）は、他府縣に比べて高い道の保険料率を下げる意味からも原案どおり認めることが適切であり、從つてこれと相反する趣旨であるこの保険会社設立反對の陳情は当然不採択としたとの総務委員会の審査結果報告どおり了承しました。

市立病院への改善要望採擇

「市立病院施設拡充に伴う高率的運営に関する調査研究について」の報告は昨年九月十四日第三十回市議会で厚生委員会に附託されたものですが、その後厚生委員会を六回（二回目は市立病院で医師および従業員との座談会）にわたり開いたのと、一月初旬田中（創）五藤両委員が市勢促進調査特別委員会委員として道外各病院の状況を詳さに視察して得た成果も組み入れて結論を生み出し、二十七日の本会議で五十嵐厚生委員長の審査結果報告どおり施設、経理、診療三つの面に対する改善要望事項を議会として採択、理事者に善処方を要望しました。

新春初の市議会
道路占用条例など全議案可決

報告五件、議案九件を審議する新春初の市議会（第三十六回臨時）は、二十三日から会期六日間で開かれましたが、全議案を原案どおり可決して一日早く二十七日閉会いたしました。

◇報告第一号例月出納検査の結果報告について＝承認

◇報告第二号専決処分報告について（冷害對策事業（開拓道路辨天開拓線苫小牧市字辨天地内砂利道補修工事）の請負契約について）＝承認

◇報告第三号地方自治法第二百四十四條第二項の規定による指定事業（交通事業）の報告について＝議案第一号に併託、別項のとおり

◇報告第四号第三十五回市議会議案第七号並びに陳情第四号（北海道都市火災保険相互会社設立の件）審査結果報告について＝別項のとおり

◇報告第五号市立病院施設拡充に伴う高率的運営に関する調査研究について＝別項のとおり

◇議案第一号昭和二十七年度市各会計歳入歳出決算認定について＝別項のとおり

◇議案第二号昭和二十八年度市歳入歳出予算補正（第九号）について＝原案どおり可決（歳入＝既定予算高六二四、六三二、二八二円、補正予算高六三一、三八四、二八二円、歳出＝既定予算高六二四、六三二、二八二円、補正予算高六三一、三八四、二八二円）

◇議案第三号市契約條例による契約（一九五四年式トヨタ消防自動車二百四十八万五千円、道路補装工事用ポルトランドセメント四百万円）＝原案どおり可決

◇議案第四号損失補償（苫小牧農業協同組合が昭和二十八年における冷害による被害農家に對する資金の融通に関する特別措置法による損失補償）＝原案どおり可決

◇議案第五号開拓地建設工事請負契約（錦岡排水工事[illegible]、辨天排水工事[illegible]）＝原案どおり可決

◇議案第六号市税外收入徴收條例の一部改正について＝原案どおり可決

◇議案第七号市公民館條例の一部改正について＝原案どおり可決

◇議案第八号市職員退職手当支給條例の一部改正について＝原案どおり可決

◇議案第九号＝撤回

◇議案第十号市道路占用條例の設定について＝原案どおり可決

電気料値上げ反対（議）
感謝電報など決議（動）

今回の市議会本会議に二つの動議が出ました。一つは中村重信議員の「港灣予算獲得に絶大な尽力をした篠田代議士、緒方副総理その他の方々に感謝電報を發する件」で、満場一致決議しました。つぎは青木議員の「電氣料金値上げ反對運動の件」でこれも満場一致決議となりました。

市長報告
港灣の復活予算八千万円
道立機械製作所の敷地緑町に決定

二十三日の市議会で田中市長から一時全額削除となつた港灣予算を八千万円復活に成功した経過につき詳しく報告、更に道立機械工作所の敷地は苫小牧駅から室蘭本線の鉄道線路に沿つて沼の端方面寄り二粁余りの地點（緑町丁子家のそば）に決定した旨の報告もありました。

王子中部3區5區社宅で毒餌で殆んど驅除
『ねずみ』退治は今の内に

私たちの家の中にいる「ねずみ」の数は、日本ではざっと人口の二倍以上といわれており、しかもその繁殖力の旺盛なことは驚くべきものがあります。「ねずみ」によって食い荒される食糧は、年間六五〇万石といわれ、この量は日本で輸入する一年分の食糧と同量のものだそうです。また冬季と夏期とを問わず伝染病の発生にも大きな原因となつており、私たちの健康を守るためにもぜひ「ねずみ」の一掃をはからなければなりません。三月になると、繁殖期に入りますので仔を産む前の今が駆除には最も効果的な時期です。手軽な駆除の方法としてはデスモアー、ネオメッツ等の薬品を使って小指頭大の麦粉の團子をつくるか、または南瓜の種子等に薬を挿入して「ねずみ」の通路から二、三尺はなれた場所へ紙包にして無造作に投げておくとよいのです。但し人畜には有害な薬ですから、家族にもよく知らせておいて夜寝る前に仕かけて朝早く取り片ずけるようにして下さい。

当市では「ねずみ」の駆除にモデル地区として王子社宅の一部を選定し、この地区の人たちの熱心なご協力を得て毒餌ネオメッツ、デスモアー使用による駆除作業を行いましたところ、次の表にあるようにその殆んどを退治することができました。皆さまのご家庭でも今すぐに「ねずみ」の駆除を行って下さい。

ねずみ族驅除成績表（中間）

実施町内名　王子中部社宅3區、5區

区分＼種別	調査月日	実施戸数	棲息状況 多くいる（10匹以上）	少しいる（10匹以内）	いない	棲息場所 天井	台所	屋外	家ダニ	ねずみのみ
予備調査	28.12.15	282戸	77戸（27%）	141戸（50%）	64戸（23%）	180戸	73戸	34戸	6戸	2戸
第一回中間調査	28.12.25	282戸	0	87戸（31%）	195戸（69%）	64戸	34戸	10戸	3戸	2戸
第二回中間調査	29.1.8	282戸	0	8戸（2%）	274戸（98%）	0	7戸	2戸	0	0

毒餌喫喰状況及び使用薬剤量調

期間＼種別		戸数	仕掛数（延）	喫喰数	補給数	死そ發見数	使用 薬名	量
自28.12.15 至28.12.25	10日間	282戸	28.200箇	634箇	703箇	22匹	デスモア ネオメッツソ	55箱 63本
自28.12.26 至29.1.8	13日間	282戸	36.660箇	340箇	382箇	34匹	麦粉 ネオメッツソ	5k900g 9本
計	23日間	282戸	64.860箇	974箇	1.085箇	56匹	デスモア ネオメッツソ 麦粉	55箱 72本 5k900g

ゴミの処理手数料至急納めて下さい
10日すぎると督促料がつきます

昭和二十八年度のゴミの処理手数料をまだ納めてない方は至急納めて下さい。二月十日をすぎますと、督促手数料三〇円が加算されますから、その前にお忘れなく納入して下さい。切符をなくした方は市役所保健課へおいで下されば再発行いたします。

定期事務監査

昭和二十八年度定期事務監査は一月十八日市役所総務課を振出しに瀬戸、海堀両監査委員によつて実施されておりますが、二月末に完了する予定です。

人口動態（一月一日現在）

▽世帯數	九、一九五
▽人口	四五、九三九
▽出生	八四
▽死亡	二二
▽轉入	三六三
▽轉出	二七六
▽世帯數増	四八
▽人口増	一四九

引揚者の皆様へ
―市福祉事務所から―

外地で預けた金融証書類が あなたたちに返還されます
關係税關に所定の請求書ご提出を!!

引揚者が中国、朝鮮等で総領事館、日僑連絡事務所、日本人世話会等に預り証と引換えに預けられた通貨、証券、送金小切手等の金融書類が本人に返還されることになりました。

引揚者の方々のうちで、もし返還をうけようとする方は、つぎのような一定の請求書を関係税関に提出していただくことになりますから、預り証または保管証を持参のうえ市福祉事務所にお問い合せ下さい。

なお台灣、樺太等で預けたものは、まだその地域から送還になつておらないためこのような金融書類は返還になりませんのでご諒承下さい。

☆税関からお知らせ

㈠引揚の際保管証と引換に税関（昭和二十一年六月までは海運局）に預けられた通貨、証券、預り証など

①返還請求書に税関または海運局が發行した保管証を添えて請求先にご提出下さい。

②返還請求先

上陸港	返還請求先
函館	函館税関
小樽	小樽税関支署
室蘭	室蘭〃
根室	根室〃
釧路	釧路〃
留萠	留萠〃
稚内	稚内〃
羽田	羽田〃
横浜	横浜税関
新潟	新潟税関支署
浦賀	横須賀税関支署
久野浜	浦賀出張所
名古屋	名古屋税関
田辺	大阪税関
舞鶴	舞鶴税関支署
神戸	神戸税関
大竹	広島税関支署
呉	呉税関支署
門司	門司税関
仙崎	〃
博多	博多税関支署
長崎	長崎税関
佐世保	〃
鹿児島	鹿児島税関支署
加治木	〃

③返還請求書の様式（半紙半分の大きさ、自分で作つて下さい。）

返還請求書

請求年月日
請求者氏名（ふりがな）㊞
生年月日
保管証名儀人
乗船港　　引揚船名
上陸港　　上陸年月日
現住所
殿

下記物件の返還を（※手渡で、郵送で）請求します。

記

種類	数量	金額	備考

（注）
(イ)※印については、御希望の返還方法に〇印をつけて下さい。
(ロ)保管証に記載してある事項をそのまま記入して下さい。）

㈡中國、滿州、朝鮮などで預り証などと引換に預けられた送金小切手、預貯金証書などの証券、預り証など。

①総領事館、日僑連絡事務所、日本人世話会等が發行した預り証などを添えて横須賀税関支署（横須賀市長浦旧海軍々需部内）あてなるべく早くご提出下さい。

②返還請求書の様式（半紙半分の大きさ、自分で作つて下さい。）

返還請求書

請求年月日
請求者氏名（ふりがな）㊞
生年月日
現住所
預けた外地名　　預り証等發行機関名
横須賀税関支署長殿

下記物件の返還を（※手渡で、郵送で）請求します。

記

種類	記号番号	金融機関名	名儀人	金額

（注）
(イ)※印については、ご希望の返還方法に〇印をつけて下さい。
(ロ)預り証などに記載してある事項をそのまま記入して下さい。

※返還の手続について、おわかりにならない方は、最寄の税關または市区町村役場にお問い合せ下さい。

（お）（知）（ら）（せ）

市の昭和二十九年度簡易保険、郵便年金の募集目標はつぎのとおり決定いたしました。

簡易保険

◇保険料　七三八、〇〇〇円

内譯	
苫小牧局	六四八、〇〇〇円
沼の端局	六四、〇〇〇円
錦岡局	二六、〇〇〇円

◇保険金　一一、〇七〇万円

内譯	
苫小牧局	九、七二〇万円
沼の端局	九七二万円
錦岡局	三七八万円

郵便年金　四四六、〇〇〇円（新契約第一回掛金）

内譯	
苫小牧局	四一〇、〇〇〇円
沼の端局	二六、〇〇〇円
錦岡局	一〇、〇〇〇円

× ×

市民の皆さん！郵便局の簡易保険、郵便年金は皆さんからお預りした掛金で市民の皆さんのため明るい苫小牧市建設のためにお役に立つ大きな仕事をしておりますので、本年も旧に倍してご協力をお願いいたします。

記

苫小牧市に對する簡易保険、郵便年金積立金の融通額（自昭和二十八年四月、至昭和二十八年十二月）

◇短期一、五〇〇万円財政調整資金

◇起債前貸融通

（事業別）	（金額）
西小學校改築費	一、一三〇万円
錦岡小學校〃	二五〇万円
公營住宅	六〇〇万円
下水道	二五〇万円
六三制建築事業	一〇〇万円
單独事業下水道	七〇〇万円
計	三、〇三〇万円
合計	四、五三〇万円

苫小牧郵便局

吉井、工藤両氏に感謝状を贈る

第2回民生委員会

第二回民生委員会は去る二十八日午後一時から市役所三階議員控室で開かれました。民生委員加藤虎雄（協議会長）吉田守賢、矢嶋浪江（副協議会長）氏ら四十六名と市役所側から田中市長、森岡福祉事務所長らが出席、生活保護適用調書、福祉事務所事務分掌区分、母子福祉などについて協議しましたが、席上民生委員として十ヵ年以上勤続、社会福祉に尽力した功績により前民生委員吉井一行（浜町、十六年七ヵ月）、工藤政治（彌生町、十年六ヵ月）両氏に市長から感謝状に記念品を添えて贈呈しました。

就職相談が最も多い!!

一カ月平均約十五件　問題解決に忙しい母子相談員

昨年八月から市福祉事務所内に駐在することになった母子相談員を訪れた母子家庭の十二月末までの相談件数は

生活扶助六、生業援助のうち就職一七、内職補導四、生業資金二、児童福祉のうち児童養育一、医療三、住宅九、再婚離婚三、家庭紛争三、生活指導一〇、その他一五合計七三件

で、生きんがための就職の悩みが最も多くなっておりますが、このうち未解決は就職三、生業資金二、住宅二、再婚離婚二、生活指導五合計一四件という好成績を示しました。

母子相談員は何でも相談に応じ指導助言をいたしますから、母子家庭で心配ごとのある方は、遠慮なくお出で下さるよう望んでおります。

申請の殆んど承認

母子家庭への福祉資金貸付

市福祉事務所で昨年一ヵ年間に取扱った母子家庭への福祉資金貸付状況は

生業資金の申請四件二〇万円に対し貸付は三件一五万円（申請中のもの一件五万円）支度資金の申請二件三万円は全部貸付、修學資金のうち高校の申請五件一一万七千六百円に対し貸付は五件一一万五千五百円（一件は七月から貸付）大學の申請一件九万六千円は貸付、合計申請十二件四四万三千六百円、貸付決定十一件三九万一千五百円で、今までは貸付不承認は皆無となつております。

税務課からのお知らせ

償却資産や事業用家屋の申告お早く

昭和二十九年度分の固定資産税の課税對象である固定資産（土地、家屋および償却資産をいう）のうち

⊙償却資産（事業の用に供し、または供し得る左記のもの）

①構築材（土地に定着する土木施設、煙突、水路、農業用サイロ、尿溜その他）

②機械および装置

③車輛および運搬具（自動車税、自轉車税および荷車税などを課されているものを除いたもの）

④船舶（漁舟、発動機船、ボートなど）

⑤備品、器具、工具（事務用什器、陳列ケース、計量器ほか店用器具類）

で耐用年数が一年以上、取得価額が一千円以上（但し中古品等で取得当時の価額が一千円未満であつても賦課期日である一月一日現在で新たに取得するばあいにはその価額が一千円以上）であるもの。

⊙事業用家屋（主として左記カッコの区分に該当するもの）

①住家（社宅、寮など）

②店舗（店舗、事務所、旅館、料理店など）

③工場

④倉庫（倉庫、車庫など）

⑤雑種家屋（倶楽部、病院、劇場など）

これらの資産でその「減価償却費が所得税法および法人税法の規定により損金または必要経費として認められるもの」については、地方税法第三八三條第一項および第二項の規定により「償却資産について」はその品目、数量、取得年次、取得価額および帖簿価額などを「事業用家屋について」は家屋番号、種類、構造、床面積、取得年次および帖簿価額などを毎年「一月一日現在」においてその所有者が「一月三十一日までに市長に申告」をしなければならないことになつておりますので、昨年十二月末に各資産所有者（納税義務者）に申告書を送つてありますが、まだ申告をしていない方は至急申告をして下さい。

これらの資産は申告に基き二月末日までに市長が価額を決定するものでありますので、調査の都合上至急申告書を提出下さいますよう重ねてお願いいたします。なお申告用紙を必要のばあいは、市役所税務課（電話五五〇番の六八）にご連絡下さい。

第四期分市民税納期すぎました

——一日も早く納入を——

二十八年度市民税第四期分納付書は一月中旬に各納税者へ配布してありますので一月三十一日（今回の分は二月一日まで）までに納付しない方は至急、市役所収入役へ納入して下さい。

納期限を経過してから納税するときは、延滞金が加算されることがあります。一日でも早く納税することが得策ですから、直ちに納税して下さい。

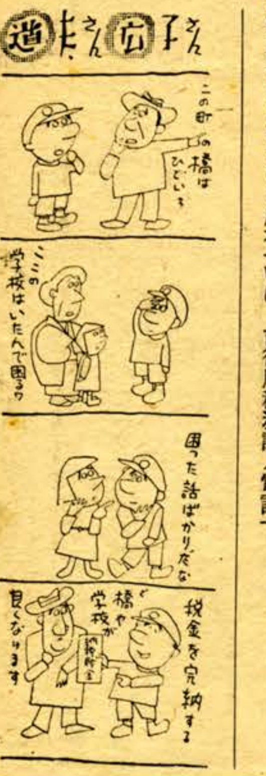
道夫さん宏子さん
この町の橋はひどいネ
ここの学校はいたんで困るワ
困った話ばかりだな
税金を完納すると
橋や学校が良くなります

定期ほうそう

該當者は必ずうけて下さい

市内6日から　部落10日から

市では全市のつぎの方々に定期のほうそうを施行します。こんどのほうそうを受けなければならない方は

①生後二ヵ月以上経過した赤ちゃんで、まだ一回もほうそうをうけなかつた者か、または前にほうそうをうけたがつかなかつた（陰性）者

②今年四月小学校一年に入學する者

③今年三月小学校六年を卒業する者

などですが、これらの該当者はこんどのほうそうを必ずうけて下さい。

ほうそうは各区の会館や部落の學校、診療所等で実施しますが、市内は六日（王子）から、部落は十日（勇拂國策）からで、詳しい日程や場所等はいずれ別にお知らせいたします。

なおほうそうをうける方は一人十円の実費をご用意のうえ、接種日に受付にお出で下さい。（生活保護法の適用をうけている方は無料です。）

ほうそうをうけるには、前日入浴して身体を清潔にしておいて下さい。接種日にはこみ合いますから、なるべく早めにお出で下さい。接種日にお出でにならないと、その後当分の間、ほうそうをうけられませんから必ず当日をお忘れにならないようにして下さい。

20日初の歌会

青雲短歌会誕生

市公民館が世話人となり市内の短歌同好者による「青雲短歌会」をつくることになりました。この短歌会は歌二首を「うただより」として毎月末まで公民館あて必着するように送り、これを翌月一日公民館から選者（東京在住の湊野晃先生）に送り、その返送をまつて毎月第三週の土曜日午後六時から公民館の日本間で歌会を開き、公民館機関紙「青雲」に毎月適当数を發表いたします。第一回の歌会は二月二十日（土曜）で会費は不要ですから、同好者は奮つて公民館またはつぎの発起人までお申込み下さい。

（発起人）

駅前郵便局　坂本重一

東小學校　遠藤末滿

三浦正秀

道新支局　米沢芳隆

中田正夫

鵜野繁雄

瀬田石智男

入學児童の申告は済みましたか

今年新しく一年生に入学される方でまだ申告されていない方は至急市役所三階の市教育委員会にお届け下さい。

該当者は昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までに生れた方、また昨年病氣その他の事情で就学を猶予されていた方です

二月中のお米配給

二月中のお米の配給は、内地米八日、外米六日計十四日分です。

石けんを寄付

市内榮町二十三番地小間物店「糸よし」町田保夫さんは一月十三日洗濯石けん三十個を市社会福祉協議会へ寄託いたしました。同氏は去る十二月九日にも石けん百個を寄託しております。

× ×

市内王子町十三番地相武吉治郎さんは亡妻の香典返しを廃して一月二十三日市社会福祉協議会へ五千円を寄託いたしました。

ハンチングの忘れもの

一月十日ころ市役所戸籍係の窓口に薄茶色の鳥打帽子（ビニールのカバーつき）をお忘れになつた方は戸籍係に保管してありますからお出で下さい。

市民税申告書の提出について

提出期限　二月二十日まで

提出先

◇営業一般の方は連絡員へ

◇給与所得者は職場へ（申告のときは源泉徴収票の貼付を忘れずに）

⊙不申告にならぬよう早目に申告して下さい。

給與支拂報告書の提出は15日まで

一月中旬に当所から市内の各事業所、事務所に給与支拂報告書の用紙を配布してありますので、現在在籍している従業員の二十八年中給与額等および二十八年中に退職した者の給与額を記入して、二月十五日までに市税務課へ提出して下さい。

この報告書について、ご不審の点がありましたならご遠慮なくご照会下さい。

『成人の日』の感想文募集中

二月十五日まで

このたび公明選挙運動の一つとして、つぎの要領により成人の日に当つての感想文「新有権者としての選挙に対する自覚」を募集することになりましたので、該当者は多数応募して下さい。

【標題】『新有権者としての選挙に対する自覚』

募集要領

㊀趣旨

民主政治の理念は国民の国民による國民のための政治であるが、現実には、國民により選ばれた代表者による政治として行われている。そしてこの代表者は選挙の過程を通じて選ばれるのであつて選挙により選ばれた者は、眞に國民の意思を代表した者でなければ民主政治の理念は達成されない。この意味において選挙は民主政治の鍵であり、この鍵を正しく使うか否かは一にかかつて國民の手にあるのであつて、有権者は選挙にあたつて、自己の意思をなにものにも妨げられることなく正しく表明することが必要である。

昭和二十七年以来全国的に展開された公明選挙運動は、わが國の選挙界の腐敗を一掃し、有権者の意思が自由に表明された公明な選挙を実現しようとするものである。殊に本運動には、若い純粋な情熱と実行力と理想に燃える青年層の支持と協力がなければ達成されないのであり、青年が進んで本運動の推進力となつて初めてその強力な推進と効果が期待される。

ここに成人の日を記念して新有権者としての選挙について感ぜられた意見を募集し本運動の進展の一助としたいのである。

㊁主催

財團法人公明選挙連盟、都道府縣選挙管理委員会連合会、自治廳

㊂後援

北海道新聞社、北海タイムス社、北海日日新聞社、室蘭民報社、函館新聞社、北門新報社、共同通信社札幌支局、朝日新聞社札幌支局、讀売新聞社北海道総局、毎日新聞社北海道総局、札幌中央放送局、北海道放送株式会社、北海道教育委員会、北海道青年團体協議会、日本婦人有権者同盟札幌支部

㊃標題

「新有権者としての選挙に對する自覚」

㊄字数

応募者一人当り二百字詰原稿用紙二〇枚以内とする。

㊅応募資格

昭和八年一月一日から昭和九年十二月三十一日までに生れた者。

㊆提出先

東京都千代田区霞ガ関、自治廳選挙部内とし、応募者の住所、氏名、生年月日及び職業を明記すること。

なお控えとして札幌市北三條西五丁目北海道総務部地方課内北海道選挙管理委員会事務局へ提出すること。（原稿用紙を用いなくてもよい）

㊇締切期日

昭和二十九年二月十五日までに提出（自治廳選挙部）に到達したものに限る。

㊈入選作品表彰

一等一點、二等二點、三等三點

賞金一等二萬円、二等一萬円、三等五千円

但し、該当の作品がない場合には賞金を贈呈しないことがある。

㊉入選者發表

昭和二十九年三月十五日公明選挙時報で發表するとともに直接入選者にその旨通〇する。

(十一)その他

①応募原稿は返却しないものとする。

②入選作品および優秀作品は公明選挙時報または印刷物として發表する。

記念品は10日までお受取下さい

市教委から成人該當者へ

去る一月十五日市民会館において行われた昭和二十九年度成人式にあたり、市教育委員会では成年該当者の皆さまに記念品（男ネクタイピン、女ブローチ）を贈呈いたしましたが当日都合により参加しなかつたため記念品をお渡しできなかつた方が多数おります。そのような方たちには、二月十日まで市教育委員会（市役所三階）にお出で下されば記念品を差上げますからどうぞお受取り下さるようお願いいたします。

なお市内に住んでいてその後住所変更等で案内状が届かなかつた方や、名簿脱落等の紛失した方たちでも、係に名簿がありますから、できるだけ早くお問合せのうえ、もれなくご受領下さい。

—◇— 二月分 生活扶助費は九日に支給いたします —◇—

生活保護法による生活・住宅・教育扶助費（二月分）は二月九日（火曜）午前十時から午後四時までの間に支給いたしますから、該當者は當日時間厳守の上御受領下さい。

苫小牧市福祉事務所